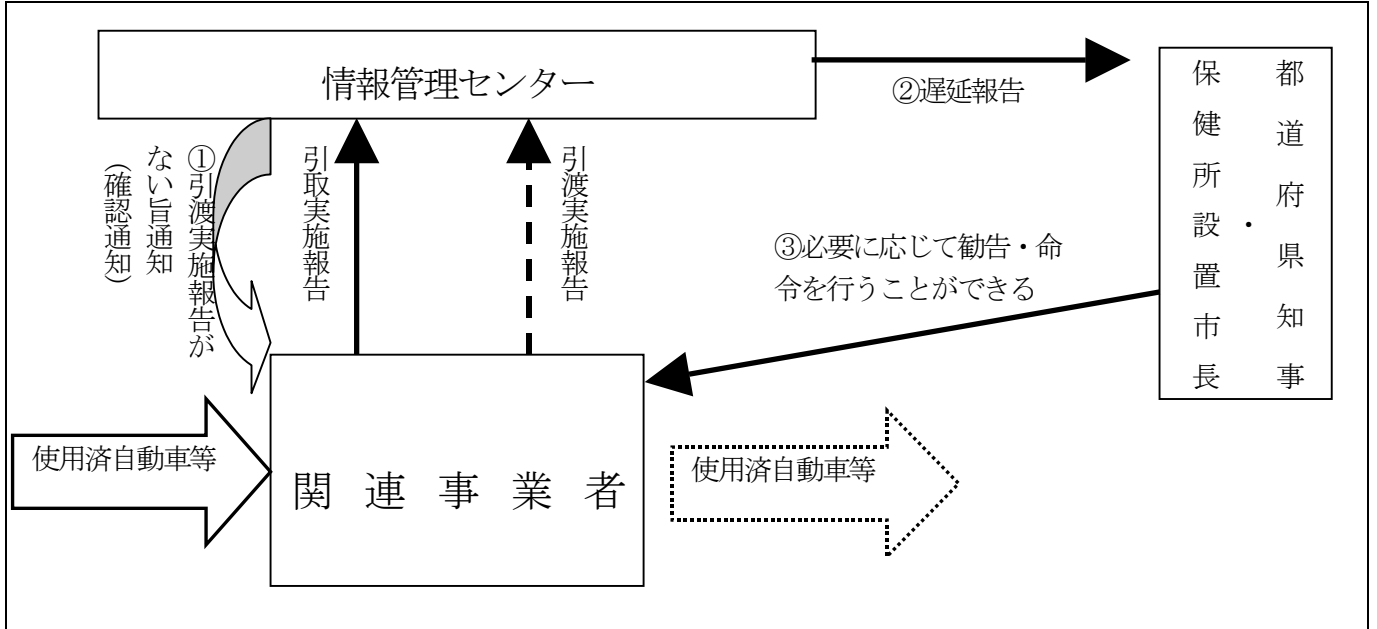


遅延報告について

引取後引渡実施報告に係る遅延報告（法第88条第4項）

- ①「引取実施報告」がなされた後、一定期間内に「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引取実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）。
- ②上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）。
- ③知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。



引渡後引取実施報告に係る遅延報告（法第88条第5項）

- ①「引渡実施報告」がなされた後、一定期間内に「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引渡実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）。
- ②上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）。
- ③知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。

